

公的年金 ～詳論～4.

国民年金法 第27条の5（調整期間における改定率の改定の特例）

- 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。
- 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
 - 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率
 - 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率
 - 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率
 - 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一）
 - 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

概論：いわゆる“マクロ経済スライド”による既裁定者の改定率の改定

- 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、物価変動率×調整率によって得た率を基準とする。ただし、前年度の改定率を下回らない。

$$\text{改定率} = \text{前年度の改定率} \times \text{物価変動率} \times \text{調整率}$$

- 改定率の改定の基準は次のとおりとする。（原則として、物価変動率×調整率を基準としたうえで、次の場合の取扱を示している。）

要件	改定率の基準	改定率
原則	物価変動率×調整率	前年度の改定率×物価変動率×調整率
物価変動率<1	物価変動率	前年度の改定率×物価変動率

1 ≦ 物価変動率 ≦ 名目手取り賃金変動率、且つ、1 < 調整率	物価変動率	前年度の改定率 × 物価変動率
1 ≦ 名目手取り賃金変動率 ≦ 物価変動率、且つ、1 < 調整率	名目手取り賃金変動率	前年度の改定率 × 名目手取り賃金変動率
1 ≦ 名目手取り賃金変動率 < 物価変動率、調整率 ≦ 1	名目手取り賃金変動率 × 調整率（当該率が1を下回るときは1）	前年度の改定率 × 名目手取り賃金変動率 × 調整率
名目手取り賃金変動率 < 1 < 物価変動率	1	前年度の改定率 × 1

3. 改定率の改定措置は政令（国民年金法による改定率の改定に関する政令）で定める。

複写禁止